平成２３年（フ）第２５２６号
名古屋市北区山田１丁目７番41号　アバンシア大曽根403号
債務者　島本　直美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５３号
愛知県知立市池端１丁目21番地　第１平和荘５号
債務者　柴田　徳三
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２０９号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１21棟402号
債務者　林　　大樹
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９１号
京都府八幡市川口扇ノ芝22番地の11　レオパレス川口東扇105号
債務者　藤崎こと　車　　哲夫
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８０号
京都市伏見区石田大受町42番地１　醍醐アーバン602号
債務者　醍醐急配こと　薬師　功太
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８１号
京都市伏見区石田大受町42番地１　醍醐アーバン602号
債務者　薬師　美幸（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１２号
京都市山科区東野森野町１番地15
債務者　田中　　聡
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
京都府船井郡京丹波町下山野丸85番地13
債務者　山内　竜也
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目４番７号
債務者　國松さとみ（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第７０３号
大阪府岸和田市岡山町521番地の４
債務者　七野　龍男
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０１号
大阪府岸和田市中井町２丁目６番13号ハイツセジュールＢ棟102号室藤原方、住民票上の住所大阪府貝塚市半田１番地81
債務者　大倉　　学
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８１４号
大阪府貝塚市清児665番地３－５－205
債務者　洲崎美加子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８１９号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目14番14－208号、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１－６－910
債務者　金子　伸也
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８２０号
大阪府阪南市さつき台１丁目９番６号
債務者　瀬戸山佳子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８２１号
大阪府岸和田市上松町3006番地かんまつハイツ605号
債務者　外川亜美香
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８２３号
大阪府岸和田市天神山町１－２－７－102号、住民票上の住所大阪府岸和田市天神山町１丁目２番１－302号
債務者　宮崎三矢子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８２４号
大阪府貝塚市石才610番地５マンスリーレオパレス雅203号
債務者　城本　由美
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係